

第 1 4 0 0 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[規 則]

甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則……………3

[規 程]

甲府市行政管理委員会規程の一部を改正する規程……………4

[告 示]

公印登録告示……………5

指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定公示……………7

指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定公示……………8

固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の告示……………9

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………10

一般廃棄物の処理実施計画を定めた旨の告示……………12

甲府市レンタサイクル利用料の徴収事務の委託告示……………13

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の
指定告示……………14

入札告示……………15

保育料収納事務の委託告示……………18

開発行為に関する工事の完了公告……………19

農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………20

差押調書（謄本）公示送達……………21

国民健康保険料納入通知書公示送達……………22

住民票を職権消除した者の公示……………23

固定資産税・都市計画税納税通知書公示送達……………24

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………25

開発行為に関する工事の完了公告（3件）……………27

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………30

介護保険被保険者証無効告示……………32

入札告示（6件）……………33

地区計画原案の縦覧告示……………50

建築基準法による一団地の区域等の公告……………51

入札告示……………52

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………55

開発行為に関する工事の完了公告（2件）……………57

[選挙管理委員会]

甲府市農業委員会委員選挙における投票区の区域を廃止する告示……………59

[公平委員会]	
甲府市職員の退職管理に関する公平委員会規則……………	60
[農業委員会]	
甲府市農業委員会 4 月定例総会招集公告……………	62
[上下水道局]	
下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告……………	63
[任免辞令]	
市長事務部局……………	64
教育委員会……………	71

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月8日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第34号

甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市事務分掌規則（平成8年3月規則第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表中「甲府市幸町15番6号」を「甲府市相生二丁目17番1号」に改める。

第19条の2を次のように改める。

第19条の2 削除

附 則

この規則中第19条の2の改正規定は平成28年4月11日から、第18条第1項の表の改正規定は平成28年5月2日から施行する。

規程

甲府市規程第2号

甲府市行政管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市行政管理委員会規程の一部を改正する規程

甲府市行政管理委員会規程（昭和60年6月規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 総務部の事務を担当する副市長

第4条第1項中「総務部の事務を担当する」を削り、「他の副市長」を「総務部長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

甲府市告示第134号

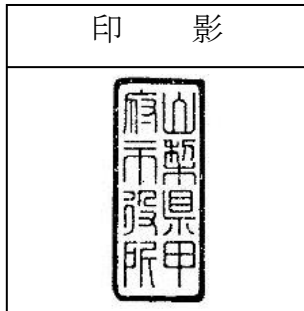
次の公印を新調し登録したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

平成28年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

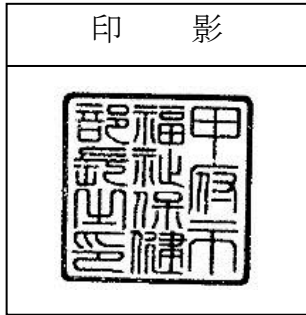
1 新調した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 市役所印
- (3) ひな形 6の2
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 縦30mm 横12mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもってする文書の契印
- (8) 個数 1個

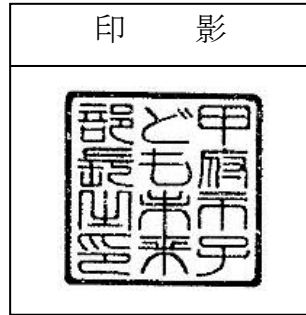


2 新調した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 部長等印
- (3) ひな形 13
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方24mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもってする文書
- (8) 個数 2個



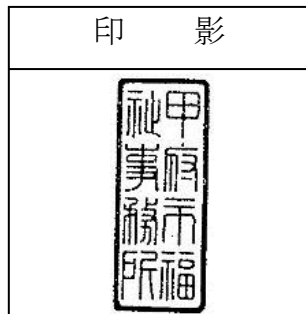
(福祉保健部)



(子ども未来部)

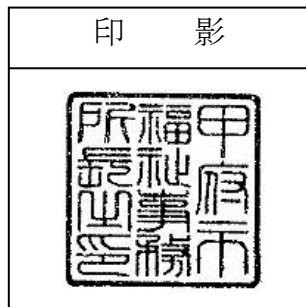
3 新調した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 福祉事務所印
- (3) ひな形 1 4
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 縦3 1 mm 横1 2 mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 福祉事務所長名をもってする文書の契印
- (8) 個数 1 個



4 新調した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 福祉事務所長印
- (3) ひな形 1 5
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方2 4 mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 福祉事務所長名をもってする文書
- (8) 個数 1 個



5 公印の登録日 平成28年4月1日

甲府市告示第135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定に基づく指定介護予防訪問介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成28年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 別紙のとおり |
| 2 | 事業所の名称 | 別紙のとおり |
| 3 | 事業所の所在地 | 別紙のとおり |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 別紙のとおり |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防訪問介護相当サービス |
| 6 | 指定年月日 | 平成28年4月1日 |

甲府市告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定に基づく指定介護予防通所介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成28年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 別紙のとおり |
| 2 | 事業所の名称 | 別紙のとおり |
| 3 | 事業所の所在地 | 別紙のとおり |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 別紙のとおり |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防通所介護相当サービス |
| 6 | 指定年月日 | 平成28年4月1日 |

甲府市告示第137号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成28年度の固定資産の価格等について、同法第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録した。

平成28年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

平成28年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市認知症カフェ運営事業

2 業務概要

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」を開設し運営する。

3 事業期間

平成28年6月1日～平成29年3月31日

ただし、委託業務の実施状況が良好である場合、委託期間終了後1年間は今回の契約事業者と継続して単年度ごとに契約できるものとする。

4 参加資格要件

次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 甲府市内に所在し、別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人であること。
- (2) 事業を着実に実行することができ、適切な事業運営が確保できることを市長が認める団体であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 市税を滞納していない団体であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5 募集要領等の配布

配布期間：平成28年4月4日（月）～4月11日（月）

日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

午前9時～午後5時

配布場所：甲府市福祉保健部長寿支援室高齢者福祉課

山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市役所本庁舎 2 階 高齢者福祉課窓口(4 番)

配布方法：直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

6 公募申込書等の提出期限及び提出場所

募集要領参照

7 連絡先

甲府市福祉保健部長寿支援室高齢者福祉課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

TEL：055-237-5484

FAX：055-236-0118

甲府市告示第139号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」と言う。）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理実施計画を定めたので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第22号）第6条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

平成28年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第140号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市レンタサイクルの利用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 委託する相手方
所 在 甲府市丸の内二丁目32番2号
名 称 甲府ホテル旅館協同組合
代表理事 伴野 公亮
- 2 委託する期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 委託する事務
甲府市レンタサイクルの利用料の徴収事務

甲府市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定し、告示する。

平成28年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類
Master Card
VISA
JCB
American Express
Diners Club
SAISON CARD
Yahoo JAPAN
UC
TS3
- 4 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | 業務委託 第2号 |
| (2) 業務名称 | 市営林道維持管理業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成29年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 林道維持管理業務の受託実績を有する者又は平成18年4月1日以降に本市林道工事の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成28年4月1日（金）～平成28年4月11日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成28年4月1日(金)～平成28年4月11日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成28年4月18日(月) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎4階 市民対話室
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

子ども・子育て支援法附則第6条第5項及び甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則第3条第3項の規定に基づき、利用者負担額の収納事務を次のとおり保育所に委託したので、子ども・子育て支援法施行令附則第8条第1項の規定により告示する。

平成28年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 委託する相手方
別紙の平成28年度利用者負担額収納事務受託者（保育所代表者）一覧表のとおり
- 2 委託する期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 委託する事務
利用者負担額の収納事務

甲府市告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月4日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市富士見二丁目4130番地1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県小田原市久野944番地
皆木 敏男

甲府市告示第145号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成28年4月5日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第146号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年4月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 税発第3886号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第147号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年4月11日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成28年3月1日 |
| 3 | 項目 | 平成27年度国民健康保険料9期分 |
| 4 | 納期限 | 平成28年3月31日
(納期限を平成28年5月2日に再指定) |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり |

甲府市告示第148号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成28年4月12日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第149号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年4月15日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | | |
|---|-----------|--------|-------------|-------|
| 1 | 書類名 | 平成28年度 | 固定資産税・都市計画税 | 納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり | | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市役所 | 市民部課税管理室 | 資産税課 |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成28年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

- ① 平成28年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務（訪問支援事業）
- ② 平成28年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務（一時生活支援事業）

2 業務概要

平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法（以下「法」と言う。）では、自立相談支援事業及び住居確保給付金の必須事業、地域の実情に合わせてサービスを提供する任意事業により、生活困窮者を多面的に支援することとされ、生活困窮者の多様なニーズをいち早く把握し、それに対応する緊急的な支援を行う必要があるとしている。

本市では、必須事業である自立相談支援及び住居確保給付金の必須事業を実施しているが、今後も生活困窮の早期発見早期支援に努めて緊急的な自立支援を行う必要があるため、自立相談支援事業のうちの訪問支援事業、及び任意事業である生活困窮者一時生活支援事業について、地域の実情や多様なニーズを把握して支援に取り組む団体に事業委託する。

業務委託に当たっては、豊富な経験と独自のノウハウを持つ事業者から企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

3 委託期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日とする。

4 参加資格

次の要件全てに該当する団体とする。

- (1) 生活困窮者自立支援に類する取組実績があること。
- (2) 市内に事務所を有すること。または、市内を活動エリアとすること。
- (3) 市内で自主的に活動している営利を目的としない法人格を有する民間の団体。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 法人の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

5 手続等

- (1) 平成28年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務委託事業者募集要項（以下「募集要領」という。）等の配布募集要項、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、募集要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市福祉保健部福祉保健総室生活福祉課（担当：羽鳥）

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号

TEL：055-237-5742

FAX：055-228-4889

甲府市告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市蓬沢一丁目492番1及び493番から495番まで
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市青葉町11番35号
中澤 博

甲府市告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下小河原町字土尻30番7
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市宝一丁目6番4号
有限会社十字堂あめみや薬局
代表取締役 雨宮 敏仁

甲府市告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月19日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市西高橋町字欠間555番6
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町上河東741番地2 MK上河東B201
中塚貴之
中塚美波留

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成28年4月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市財務書類作成支援業務

2 業務概要

地方公会計については、本市ではこれまで総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成してきたが、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日総務大臣通知）により、全ての地方公共団体に対し、平成27年度から平成29年度までの3年間で、統一的な基準による財務書類を作成するよう要請されたところである。

本市においては、平成27年度から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月23日公表）に準拠した固定資産台帳の整備を進めており、統一的な基準による複式簿記・発生主義の導入を円滑に実施するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

3 履行期間

契約締結の日から平成30年3月30日までとする。

4 参加資格条件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去5年以内に他都市において、財務書類作成支援等、本業務と類似業務の受託実績を有していること。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有し、地方公会計に精通した者を従事させることができること。

5 手続等

- (1) 甲府市財務書類作成支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）等の配布
公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部企画財政室財政課（担当：小山田、清水）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5292

FAX：055-222-2597

E-mail：zaisei@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第155号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成28年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成28年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 6号		
工事名	山城小学校グラウンド整備工事		
工事場所	甲府市上今井町474番地		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表層工：火山砂2mmアンダー改良焼土 (t=100mm) 4,026㎡ ・路盤工：C-40 (t=100mm) 4,026㎡ 他
	2	工期	平成28年8月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	45,759,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	<p>公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が、2,200万円以上の実績に限る。</p> <p>元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。</p> <p>なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p>
	4	配置予定技術者の資格	<p>入札説明書に記載</p> <p><u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u></p>
総合評価に	1	総合評価方式の種類	特別簡易型I

関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年5月6日
	3	申請書受付開始日	平成28年4月21日
	4	申請書受付締切日	平成28年5月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年5月12日
	6	設計図書配付開始日	平成28年4月21日
	7	設計図書配付締切日	平成28年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年5月13日
	10	入札日時	平成28年5月23日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成28年5月26日
	12	開札日時	平成28年6月1日 午前9時
	13	落札者決定日	平成28年6月2日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年5月18日 午後5時まで
	2	回答	平成28年5月19日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成28年5月30日まで
	2	回答	平成28年5月31日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成28年5月31日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成28年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 4号		
工事名	山城小学校給食室増改築（建築主体）工事		
工事場所	甲府市上今井町474番地		
工事概要	1	工事内容	・山城小学校給食室増改築（建築主体）工事一式 構造、規模：鉄骨造、平屋建て、 延べ面積 419㎡ 外構工事 一式
	2	工期	平成29年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	136,878,120円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A
	3	同種工事施工実績	鉄骨造等による公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、6,800万円以上の実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に	1	総合評価方式の種類	簡易型（I）

関する事項	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年5月6日
	3	申請書受付開始日	平成28年4月21日
	4	申請書受付締切日	平成28年5月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年5月12日
	6	設計図書配付開始日	平成28年4月21日
	7	設計図書配付締切日	平成28年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年5月13日
	10	入札日時	平成28年5月23日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成28年5月26日
	12	開札日時	平成28年6月1日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成28年6月2日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年5月18日 午後5時まで
	2	回答	平成28年5月19日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成28年5月30日まで
	2	回答	平成28年5月31日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成28年5月31日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択性とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第158号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成28年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(とび) 9号		
工事名	むつみ荘1・3・5号棟解体工事		
工事場所	甲府市北新一丁目311-1の一部、311-8の一部		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市営団地むつみ荘解体（1・3・5号棟） 鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積853.44㎡×2棟、 868.68㎡×1棟 ・附帯工作物、樹木等撤去
	2	工期	平成28年9月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	52,291,440円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	とび 直近の経営事項審査結果通知書の 実績評価値（P）800点以上
	3	同種工事施工実績	鉄筋コンクリート造等の建築物の解体 工事。 元請として平成13年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。）</u>

総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年5月6日
	3	申請書受付開始日	平成28年4月21日
	4	申請書受付締切日	平成28年5月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年5月12日
	6	設計図書配付開始日	平成28年4月21日
	7	設計図書配付締切日	平成28年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年5月13日
	10	入札日時	平成28年5月23日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	平成28年5月26日
	12	開札日時	平成28年6月1日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成28年6月2日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年5月18日 午後5時まで
	2	回答	平成28年5月19日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成28年5月30日まで
	2	回答	平成28年5月31日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成28年5月31日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択性とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成28年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 5号			
工事名	山城小学校給食室増改築(電気設備)工事			
工事場所	甲府市上今井町474番地			
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・山城小学校給食室増改築(電気設備)工事 構造、規模：鉄骨造、平屋建て、 延べ面積 419㎡ 1. 高圧受変電設備工事 一式 2. 構内線路設備工事 一式 3. 動力設備工事 一式 4. 電灯設備工事 一式 5. コンセント設備工事 一式 6. 電話設備工事 一式 7. テレビ共同受信設備工事 一式 8. 拡声設備工事 一式 9. インターホン設備工事 一式 10・自動火災報知設備工事 一式 11・機械警備用配管設備工事 一式 	
	2	工期	平成29年2月28日まで	
	3	予定価格 (税込み)	60,598,800円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務		適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	電気 A	

	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が、3,000万円以上の実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年5月6日
	3	申請書受付開始日	平成28年4月21日
	4	申請書受付締切日	平成28年5月6日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年5月12日
	6	設計図書配付開始日	平成28年4月21日
	7	設計図書配付締切日	平成28年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年5月13日
	10	入札日時	平成28年5月23日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	平成28年5月26日
	12	開札日時	平成28年6月1日 午前9時30分
	13	落札者決定日	平成28年6月2日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年5月18日 午後5時まで
	2	回答	平成28年5月19日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成28年5月30日まで
	2	回答	平成28年5月31日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成28年5月31日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択性とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成28年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管) 10号		
工事名	山城小学校給食室増改築（機械設備）工事		
工事場所	甲府市上今井町474番地		
工事概要	1	工事内容	山城小学校給食室増改築（機械設備）工事 構造、規模：鉄骨造、平屋建て、 延べ面積 419㎡ 1. 給排水衛生設備 一式 2. LPガス設備 一式 3. 冷暖房・換気設備 一式
	2	工期	平成29年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	46,286,640円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、 1件の工事請負額が、2,300万円 以上の実績に限る。 元請として平成13年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)

総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年5月6日
	3	申請書受付開始日	平成28年4月21日
	4	申請書受付締切日	平成28年5月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年5月12日
	6	設計図書配付開始日	平成28年4月21日
	7	設計図書配付締切日	平成28年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年5月13日
	10	入札日時	平成28年5月23日 午前9時40分
	11	価格以外の評価点公表日	平成28年5月26日
	12	開札日時	平成28年6月1日 午前9時40分
	13	落札者決定日	平成28年6月2日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年5月18日 午後5時まで
	2	回答	平成28年5月19日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成28年5月30日まで
	2	回答	平成28年5月31日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成28年5月31日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(鋼造) 11号		
工事名	山城小学校グラウンド防球ネット設置工事		
工事場所	甲府市上今井町474番地		
工事概要	1	工事内容	・防球ネット 地上H14.9m (下部1m開き) 98.5m ・防球ネット 地上H13.0m (下部3m防砂ネット) 62.8m
	2	工期	平成28年8月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,174,320円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	鋼構造物 直近の経営事項審査結果通知書の 総合評価値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の鋼構造物工事。 元請として平成13年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上の 場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成28年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年5月6日
	3	申請書受付開始日	平成28年4月21日

	4	申請書受付締切日	平成28年5月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年5月12日
	6	設計図書配付開始日	平成28年4月21日
	7	設計図書配付締切日	平成28年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成28年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年5月13日
	10	入札及び開札日時	平成28年5月23日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年5月18日 午後5時まで
	2	回答	平成28年5月19日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づく、甲府市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条より、次のとおり告示し、当該地区計画等の原案の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出することができる。

平成28年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 地区計画等の種類
甲府都市計画地区計画
- 2 地区計画等の名称
向町（2）地区地区計画
- 3 地区計画等を定める位置
甲府市向町の一部、上阿原町の一部
- 4 地区計画等を定める土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 5 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市建設部まち開発室都市計画課
- 6 縦覧期間
平成28年4月22日から平成28年5月6日まで

甲府市告示第163号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項に規定する連担建築物設計を次のとおり認定したので、同条第8項の規定により公告する。

その計画書は、建設部まち開発室建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 対象区域 甲府市後屋町字西落690番、700番2、701番、
703番6、703番7
- 2 対象区域面積 2,334.35㎡

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成28年4月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第144号 |
| (2) 業務名称 | 公園便所清掃等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、「清掃」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成28年4月26日（火）～平成28年5月10日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

平成28年5月10日(火)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成28年4月26日(火)～平成28年5月10日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
平成28年5月10日(火)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年5月25日(水) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成28年4月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

(仮称) こうふサマーフェスティバル企画運營業務

2 業務概要

本業務は、主なターゲットを市外・県外からの観光客及び帰省客と捉え、交流人口の増大を図ることを目的に、夏を代表するイベントとなるよう年次的にイメージの浸透を図りながら、毎年継続的に実施していくことを視野に入れた内容で実施する。

なお、イベントの開催にあたっては、集客型イベントの企画・運営等、豊富な経験と専門知識を有する事業者から広く企画提案を募集し、合わせて当該事業者イベント全体の円滑な運営を行ってもらうために、より優れた提案を採用する必要があることから「公募型プロポーザル」方式により選考する。

3 実施日及び履行期間

イベント実施日は平成28年8月11日(木・祝)とする。

履行期間は、契約締結日から平成28年9月30日(金)までとする。

4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている法人(単独で参加する場合は協力会社の参加を認める)又は2つ以上の法人で構成する共同企業体(以下「共同体」という。)とする。ただし、共同体は、別に定めがある場合を除き、次の各号に掲げる要件を構成員全員が満たしているものとする。

- (1) 平成23年度から平成27年度までに、国又は地方公共団体等が発注した類似業務の受託実績を1件以上有していること。ただし、共同体で参加を行う場合の受託実績は、代表となる法人が有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 直近1年間の国税・地方税の滞納がない者であること。

- (7) 共同体で申込みを行う場合は次の点に留意すること。
- ア 代表者となる法人を定め、代表者は全体の意思決定や管理運営等、業務遂行の全てに責任を持つこと。
 - イ 参加申込書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。
 - ウ 構成員は他の共同体への参加及び単独で申し込むことはできない。
 - エ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を参加申込書の提出時に提出すること。
 - オ 契約締結時までに、共同企業体協定書の写しを提出すること。
 - カ 選定されなかった共同体の構成員が、選定された受託事業者の本業務の実施について支援・協力を行うことは可能とする。

5 手続等

- (1) (仮称) こうふサマーフェスティバル企画運営業務公募型プロポーザル実施要項(以下「公募型プロポーザル実施要項」という。)、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市産業部観光商工室観光課(担当:志村)
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL:055-237-5702
FAX:055-227-8065
電子メール:sangkaka@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市西高橋町字整理地186番1及び187番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市増坪町450番地3
市ノ瀬 博明

甲府市告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代544番3及び544番5から16まで
以上13筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、公園、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上小河原町1050番地
有限会社スミ新建材
代表取締役 伊藤 正敏

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第5号

甲府市農業委員会委員選挙の投票区の区域の告示（昭和35年6月25日選管告示第9号）は、廃止する。

平成28年4月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

公平委員会

甲府市職員の退職管理に関する公平委員会規則をここに公布する。

平成28年4月7日

甲府市公平委員会

委員長 望 月 政 男

甲府市公平委員会規則第4号

甲府市職員の退職管理に関する公平委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第7項の規定に基づき、同項に規定する再就職者からの要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた職員による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第2条 法第38条の2第7項の規定による届出は、依頼等を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職者からの依頼等を受けた場合の届出（別記様式）を公平委員会に提出することにより行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 所属及び職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 依頼等が行われた日時
- (6) 第4号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (7) 第4号の再就職者の離職時の所属及び職
- (8) 依頼等の内容

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

再就職者からの依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

(あて先)

甲府市公平委員会委員長

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。なお、この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名 (印)	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日生 (歳)
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位 (役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

公平委員会記入欄

受理番号

農業委員会

甲府市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会4月定例総会を、平成28年4月28日午後2時、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成28年4月22日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成28年5月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第30号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月23日条例第49号）第8条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

平成28年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

負担区の名称	平成28年度賦課対象区域
市街化調整区域負担区	下積翠寺町の一部（別添図のとおり） 古府中町の一部（別添図のとおり） 桜井町の一部（別添図のとおり） 川田町の一部（別添図のとおり）

任免辞令

(市長事務部局)

望 月 郁 弥
花 形 優

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室市民課主事を命ずる

清 田 咲
篠 原 希
横 打 恭 子
寺 岡 友

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室国民健康保険課主事を命ずる

川 崎 優 作
河 野 有 香
佐久間 のぞみ

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部課税管理室市民税課主事を命ずる

樋 口 智 紀
望 月 翔 太

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部課税管理室資産税課主事を命ずる

渡 邊 正 直
中 澤 航

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる

市民部収納管理室滞納整理課主事を命ずる

小 川 忍

技術職員に採用する

保健師を命ずる

福祉保健部福祉保健総室保健衛生担当課長を命ずる

渡 邊 峻

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

福祉保健部福祉保健総室健康衛生課主事を命ずる

内 田 枝 里
板 山 志 保
小 倉 遥 香

(各通)

技術職員に採用する

保健師を命ずる

福祉保健部福祉保健総室健康衛生課技師を命ずる

伊 藤 繁 生
舟久保 昭 仁

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

福祉保健部長寿支援室高齢者福祉課主事を命ずる

水 田 百合恵
澤 登 慶 介
森 本 椋

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

福祉保健部長寿支援室介護保険課主事を命ずる

山 田 歩 実
金 井 駿

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

福祉保健部長寿支援室障がい福祉課主事を命ずる

事務職員に採用する
社会福祉士を命ずる
福祉保健部長寿支援室障がい福祉課主事を命ずる

吉野智子

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども支援課主事を命ずる

池上太一
佐野理沙

技術職員に採用する
保健師を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども支援課技師を命ずる

保坂真美

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

小池賢太郎

(各通)

事務職員に採用する
保育士を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

小野友希
後町明日香
島田麻由

(各通)

技術職員に採用する
保健師を命ずる
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

小林成美
前田ふみ

技術職員に採用する
水質検査職を命ずる
環境部環境総室環境保全課技師を命ずる

河西杏奈

関野旺彦
平出正典

(各通)
技術職員に採用する
農業職を命ずる
産業部農林振興室農政課技師を命ずる

牛村里子

技術職員に採用する
建築職を命ずる
建設部まち開発室都市計画課主任を命ずる

竹内幸子

技術職員に採用する
建築職を命ずる
建設部まち開発室建築指導課技師を命ずる

須藤辰太
河西慶悟
佐藤玄理

(各通)
技術職員に採用する
土木職を命ずる
建設部まち保全室道路河川課技師を命ずる

依田洋輔

技術職員に採用する
建築職を命ずる
建設部まち保全室建築営繕課技師を命ずる

樋田和弘

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部呼吸器内科医長を命ずる

渡邊博

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部呼吸器内科医師を命ずる

久野徹

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部消化器内科医長を命ずる

今 川 直 人

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部消化器内科医師を命ずる

杉 田 聖 子

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部循環器内科医師を命ずる

名 取 高 広

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部神経内科医師を命ずる

車 健 太

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部小児科医師を命ずる

野 崎 敬 博
峰 俊 輔

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部産婦人科医師を命ずる

鈴 木 達 也

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部放射線診断科医師を命ずる

三 谷 茂 樹

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部麻酔科長を命ずる

金 丸 裕 佑
河 阪 研

(各通)

技術職員に採用する
理学療法士を命ずる
市立甲府病院診療部技師を命ずる

石 田 優 真

技術職員に採用する
作業療法士を命ずる
市立甲府病院診療部技師を命ずる

伊 東 太 建
渡 邊 栄美子
畑 山 一 貴

(各通)

技術職員に採用する
臨床検査技師を命ずる
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

浅 川 新 一

技術職員に採用する
臨床工学技士を命ずる
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

菅 野 匠

技術職員に採用する
薬剤師を命ずる
市立甲府病院薬剤部技師を命ずる

山 村 智 世

技術職員に採用する
助産師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

河 西 莉 沙
村 田 舞 琴
森 本 美 咲
岩 井 あんず
土 肥 美 咲
柏 崎 達
小 澤 絵里奈
岩 波 ひかる

佐藤 愛 梨
高野 弘 子
富永 啓 介
一瀬 千 穂
馬 継 琢 也

(各通)
技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

河 西 和 樹

事務職員に採用する
社会福祉士を命ずる
市立甲府病院総合相談センター総合相談室主事を命ずる

小 林 裕 太

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
教育委員会に出向させる

水 上 步奈美
宮 下 凌

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

井 上 拓 也
佐藤 茎 太
松野 博 樹
平 山 新

(各通)
技術職員に採用する
土木職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

有 野 貴

技術職員に採用する
水質検査職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

以 上 発 令 日 平 成 2 8 年 4 月 1 日

(教育委員会)

渡 邊 豪
風 間 俊 宏

(各通)

事務職員に採用する
指導主事を命ずる
教育部教育総室学校教育課課長補佐を命ずる

堀 内 亨

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
教育部生涯学習室生涯学習文化課係長を命ずる

以 上 発 令 日 平成28年 4月 1日